

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名: 国立印刷局)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 移行困難な事由 | 移行予定年限 | 備考 |
|----------|----------------------------|-------|-------------------|-----------------------------------|------|------|-----|----------|---------|--------|----|
| | | | | 該 当 な し | | | | | | | |

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成25年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成26年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成26年度)を記載すること。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------|--|-------------|----------------------|---|----------------------------------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 黒系顔料A 3,000kg | 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大槻 博志 東京都港区虎ノ門2-2-4 | 平成25年10月18日 | (秘密保持のため非公表) | 独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。 | 同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。 | 97,807,500 | — | — | 本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該原材料の製造業者と契約したため。 | 15 | |
| インキ用原材料D 400kg | 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大槻 博志 東京都港区虎ノ門2-2-4 | 平成25年10月22日 | (秘密保持のため非公表) | 独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。 | 同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。 | 18,534,600 | — | — | 本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該原材料の製造業者と契約したため。 | 15 | |
| 第7号抄紙機計装装置点検調整 整備作業外1件 一式 | 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大槻 博志 東京都港区虎ノ門2-2-4 | 平成25年11月25日 | (秘密保持のため非公表) | 独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。 | 同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。 | 14,647,500 | — | — | 本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人と秘密保持契約を締結している当該機器の製造業者と契約したため。 | 15 | |
| 券面検査装置保守点検作業 一式 | 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大槻 博志 東京都港区虎ノ門2-2-4 | 平成25年11月25日 | 日本電気㈱ 東京都港区芝5-7-1 | 独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの点検作業ができないため。 | 同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。 | 4,305,000 | — | — | 本件は、券面検査装置の保守点検であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者でないと仕様書どおりの保守ができないため。 | 14 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------|---|-------|------------------------------|-----------------------------------|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|-----------------|
| 水道(工業用下水) | 独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 奥村 久志 静岡県静岡市駿河区国吉田 3-5-1 (静岡工場) | — | 静岡市企業局 静岡県静岡市葵区追手町 5-1 | — | — | 1,625,900 | — | — | 当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。 | 8 | 契約金額は、第3四半期支出実績 |
| ガス | 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (本局・虎の門工場) | — | 東京ガス株 東京都港区海岸1-5-20 | — | — | 1,276,298 | — | — | 当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため。 | 8 | 契約金額は、第3四半期支出実績 |
| ガス | 独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 奥村 久志 静岡県静岡市駿河区国吉田 3-5-1 (静岡工場) | — | 静岡ガス株 静岡県静岡市駿河区池田 28 | — | — | 1,078,407 | — | — | 当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため。 | 8 | 契約金額は、第3四半期支出実績 |
| 電話 | 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (滝野川工場) | — | ソフトバンクテレコム株 東京都江東区新砂1-8-2 | — | — | 1,035,694 | — | — | 新規事業者の場合は、新たな投資が必要となり、料金を比較検討した結果、現契約者と継続して契約することが経済的であるため。 | 8 | 契約金額は、第3四半期支出実績 |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|--|-------|--------------------------------|-----------------------------------|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|-----------------|
| 電話 | 独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 渡部 純 神奈川県小田原市酒匂6-2-1 (小田原工場) | — | ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2 | — | — | 1,195,532 | — | — | 新規事業者の場合は、新たな投資が必要となり、料金を比較検討した結果、現契約者と継続して契約することが経済的であるため。 | 8 | 契約金額は、第3四半期支出実績 |

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
- その他以下に該当する番号を記載する。
- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

| 随 意 契 約 事 由 | 類型区分 |
|--|-----------|
| <p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p> | |
| <p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p> | |
| <p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p> | <p>1</p> |
| <p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p> | <p>2</p> |
| <p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p> | <p>3</p> |
| <p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p> | <p>4</p> |
| <p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p> | <p>5</p> |
| <p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p> | <p>6</p> |
| <p>ニ その他</p> | |
| <p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p> | <p>7</p> |
| <p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p> | <p>8</p> |
| <p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p> | <p>9</p> |
| <p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p> | <p>10</p> |
| <p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p> | <p>11</p> |
| <p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p> | <p>12</p> |